

令和 5 年度

定例監査及び行政監査報告

(期日：令和 6 年 3 月 25 日)

うるま市監査委員



う監第360001号
令和6年3月25日

うるま市長 中村 正人 様

うるま市監査委員 沢紙 孝盛



うるま市監査委員 豊濱 光則



うるま市監査委員 佐久田 智



定例監査及び行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、この結果に基づき又はこの結果を参考として、関係機関において措置を講じたときは、同法同条第14項の規定により、その旨を通知することになっております。

定例監査及び行政監査の結果に関する報告

第1 監査の対象とした部課等

- (1) 総務部 DX推進課^(※)
- (2) 企画部 プロジェクト推進2課
- (3) 福祉部 介護長寿課
- (4) 市民生活部 市民協働政策課
- (5) 経済産業部 産業政策課
- (6) 農林水産部 農林水産整備課
- (7) 都市建設部 都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築工事課、用地課、維持管理課、建築行政課
- (8) 社会教育部 教育政策課、教育施設課、文化財課、生涯学習文化振興センター、図書館
- (9) 学校教育部 学校教育課、学務課、教育支援センター、学校給食センター
- (10) 議会事務局 議会総務課、議事課
- (11) 行政委員会 監査委員事務局、農業委員会事務局

(※) 令和6年1月1日施行の組織機構改編にもとづく。

第2 監査期間及び対象年度

- 1 期 間 : 令和5年10月10日～令和6年3月7日
- 2 対象年度 : 令和4年度

第3 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性

第4 監査の方法

定例監査及び行政監査は、うるま市監査基準（令和2年監査委員告示第7号）に準拠し、提出された監査資料を、前項の着眼点に基づき証憑突合、分析、質問等の手法により監査を実施した。

第5 監査の結果

監査の結果は、次に掲げるとおり報告する。なお、軽微な事項については口頭にて指導を行ったので省略する。監査結果に対し改善等の措置を講じたときは、地方自治法（以下「法」という）第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知するものとされていることから適切に対応していただきたい。

1 全体意見

【共通事項】

○ 業務に関連する例規及び各業務マニュアル等の再確認について

今回の監査において、市条例・規則・規程や各業務マニュアル等に則った業務執行がなされていない事項が多々見受けられた。

特に契約事務について前年度末に、長期継続契約の手続や債務負担行為の設定なしに、予定価格調書の作成や契約締結に係る起案等が行われているケースが見受けられた。

上記の事項について、所属長等は起案書が回付されたときは、その起案内容を充分に確認した上で決裁していただきたい。

① 事務引継ぎについて

一部において、人事異動に伴う前任者からの事務引継ぎが適切に行われないまま業務を行っている職員があり、監査時に当該業務内容について十分な説明ができないケースがあった。事務引継ぎの際には、処理途中の業務や懸案事項等は文書により確実に伝達し、引き継いでいただきたい。

また、引き継いだ業務内容や進捗状況について、相互に確認できる項目を人事評価に追加するなど、他制度の活用も検討していただきたい。

② 準公金取扱いについて

うるま市準公金取扱規程第7条に基づく届け出がされていない状況がみられた。準公金の会計事務の適正化及び事故防止を図る観点から、取扱規程に基づいた適切な事務処理を行っていただきたい。

③ 特別旅費（旅行命令簿）について

旅費精算に伴う戻入が発生しているが、旅行命令簿で「命令変更」欄の決裁がされていない状況がみられた。旅費マニュアルに基づき、適切な事務処理を行っていただきたい。

④ 時間外勤務について

時間外勤務については、令和3年11月に施行された「うるま市職員の時間外勤務手当に関する規程」により職員の健康に配慮した勤務の改善に努めているが、一部の職員について、かなりの長時間勤務が見受けられた。引き続き当該規程の趣旨を踏まえ、業務の平準化及び効率化を図り、時間外勤務の縮減に努めていただきたい。

⑤ 切手等の管理について

切手やレターパックの購入・使用時において、受払簿への記入漏れがあり購入枚数と受払簿に不一致がみられた。切手等の取扱いについては、現金と同様市の財産であることに留意し、受払簿による管理を徹底されたい。

2 部課別事項

【総務部】

○ D X 推進課

- ア 全体意見③④を参照
イ 契約締結時に予定価格調書や見積依頼等に記載された件名と異なる名称で契約締結がなされているケースがあった。一連の業務に関し、件名や内容を変更しなければならない事情が生じた際は、改めてその旨について起案し、上司の決裁を受けたうえで契約を締結する等、疑義を抱かれることがないよう、適切な事務処理を行っていただきたい。

【企画部】

○ プロジェクト推進2課

特になし

【福祉部】

○ 介護長寿課

- ア 全体意見④⑤を参照
イ 認知症地域支援・ケア向上業務委託について、契約書では5月、9月、1月に概算払いをするものとなっているが、実際には6月、10月、2月に支払されており、契約内容とは異なる運用となっていた。契約書については、双方において円滑な業務遂行が出来るよう、実務に沿った形の内容とすべきであり、契約内容について検討していただきたい。

【市民生活部】

○ 市民協働政策課

ア 全体意見②を参照

【経済産業部】

○ 産業政策課

ア 全体意見⑤を参照

【農林水産部】

○ 農林水産整備課

ア 全体意見③を参照

【都市建設部】

○ 都市政策課

- ア 地域交流センター指定管理業務の修繕費について、年度協定書では3月に概算払いすると規定されているが、実際には2月中に執行済分が精算払いされており、協定内容とは異なっていた。協定書については、双方において円滑な業務遂行が出来るよう、実務に沿った形の内容とすべきであり、協定内容について検討していただきたい。

○ 道路整備課

ア 全体意見④を参照

イ 設計委託業務（随意契約）で予定価格調書の業務名と契約名が一致していないケースがあった。起案書の回付等について、決裁を行う際には十分に確認を行うよう留意していただきたい。

○公園整備課

ア 全体意見④を参照

○建築工事課

ア 全体意見共通事項を参照

○用地課

ア 全体意見④を参照

○維持管理課

ア キャロット愛ランド管理業務において、契約上、業務委託料の支払いは月締めで翌月に支払うものとなっているが、翌月締めの翌々月支払いとなっていた。徴収した使用料は、翌月の 20 日までに納めなければならないとなっているが、期日過ぎの入金が多く、契約書の内容とは異なった運用が行われていた。契約書については、双方において円滑な業務遂行が出来るよう、実務に沿った形の内容とすべきであり、契約内容について検討していただきたい。

イ 汚水処理施設管理委託業務について、契約上、委託業務について作業月報を作成し、毎月提出するものとなっているが、年 4 回の提出となっており、契約書の内容とは異なった運用が行われていた。契約書については、双方において円滑な業務遂行が出来るよう、実務に沿った形の内容とすべきであり、契約内容について検討していただきたい。

○建築行政課

特になし

【社会教育部】

○教育政策課

ア 全体意見③⑤を参照

○教育施設課

ア 学校敷地における電柱占用物件の使用料について、うるま市道路占用料徴収条例を準用し算定した額を徴収していたが、令和 3 年 4 月 1 日改正後の金額ではなく改正前の金額を徴収していた。条例、規則に基づいた徴収事務を執行していただきたい。

イ 学校施設使用料、行政財産使用料、道路占用料等の徴収について、原則、前納となっているが、定められた期限内に納付されていないケースがあった。条例、規則に基づいた徴収事務を執行していただきたい。

文化財課

ア 全体意見共通事項を参照

生涯学習文化振興センター

ア 全体意見①②を参照

イ 施設使用許可や減免申請等の事務処理について、施設管理条例等に則った運用がなされていなかった。当該事務に関しては、改めて市例規等を確認のうえ、適正な業務を遂行していただきたい。

ウ 定例監査の内容確認に必要な各関係資料について、特に委託契約等関連の一件書類は整理が不十分なものが多く、また、長期継続契約等の運用においても不十分な点が見受けられた。決裁において、特に直接の上司は確実に確認していただきたい。

図書館

ア 市民向けに設置している有料のコピー機について、設置事業者に対し行政財産使用料の減免(全額)をしている。当該コピー機の設置に係る事業者の採算性を理由としているが、曖昧な点も見受けられることから、当該業務については、今後のあり方も含め、減免の内容についても検討するよう努めていただきたい。

イ 契約事務に関する事務手続き等において、書類の不備が見受けられた(※随意契約理由書への記載漏れ、報告書の提出、予定価格調書作成等)。起案書を回付する際のチェックが十分に機能していないものと考えられる。決裁においては、起案書の内容を確実に確認していただきたい。

【学校教育部】

学校教育課

ア 全体意見④を参照

学務課

特になし

教育支援センター

ア 全体意見③を参照

学校給食センター

ア 全体意見⑤を参照

【議会事務局】

ア 全体意見①を参照

イ 沖縄県市議会議長会定期総会(宮古島市開催)に日帰りで参加する際の旅費として支給された額に日当が含まれていた。「うるま市職員の旅費に関する条例第4条第6項において、県内旅行で宿泊を伴わない旅行の場合には、日当は支給しない」となっており、条例に基づいた事務執行を行っていただきたい。

【行政委員会】

監査委員事務局

特になし

農業委員会事務局

特になし